地盤品質判定士会

神奈川支部の活動状況

神奈川支部長

立花 秀夫

2018/11/2

H30年度ワーキンググループ(WG)

WG	氏名	所属	備考
会員WG	山田 岳峰	鹿島建設（株）	リーダー、支部幹事
	酒井 健	日本総合技術開発（株）	支部幹事
	野島 立也	日揮プラントイノベーション（株）	支部幹事
	小浪 岳治	岡三リビック（株）	
	片山 浩明	東邦地下工機（株）	
広報WG	高橋 一紀	（株）カナコン	リーダー、支部幹事
	細倉 摂央	アースダイブ（株）	支部幹事
	福田 靖浩	（株）データ・ユニオン	支部幹事
判定士業務検討WG	大久保 拓郎	（株）環境地質サービス	リーダー、支部幹事
	今井 敬介	（株）グラウト工業	支部幹事

判定士PR活動
県内自治体等を訪問

広報WG

国交省の民間資格登録を契機に、協議会より提供の資料に加え、支部独自作成のパンフレットにて説明

- **神奈川県：県土整備局へ協議会・岩崎副会長に同行**
- **政令都市との意見交換会：〔過年度より交流あり〕**
  横浜市建築局、川崎市まちづくり局
- **他の政令都市：相模原市〔案件を通じての紹介〕**
- **県央地区：厚木市**
- **湘南地区：藤沢市、鎌倉市、逗子市、横須賀市**
- **県西地区：小田原市、二宮町、県西土木(事)**

神奈川支部パンフレット

広報WG

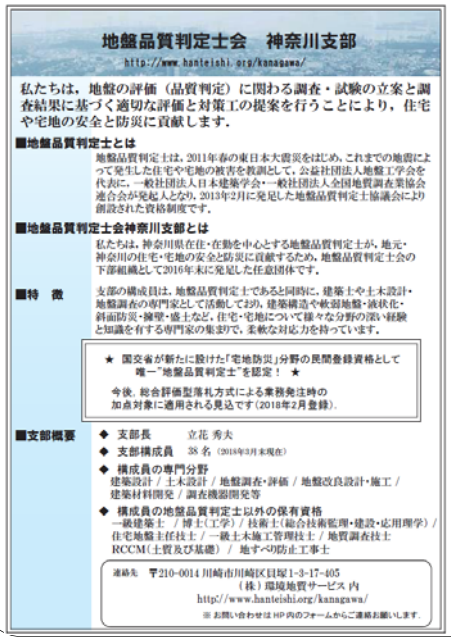

地盤品質判定士会　神奈川支部

http://www.hanteishi.org/kanagawa/

私たちは，地盤の評価（品質判定）に関わる調査・試験の立案と調査結果に基づく適切な評価と対策工の提案を行うことにより，住宅や宅地の安全と防災に貢献します。

■地盤品質判定士とは

地盤品質判定士は，2011年春の東日本大震災をはじめ，これまでの地震によって発生した住宅や宅地の被害を教訓として，公益社団法人地盤工学会を代表に，一般社団法人日本建築学会・一般社団法人全国地質調査業協会連合会が発起人となり，2013年2月に発足した地盤品質判定士協議会により創設された資格制度です。

■地盤品質判定士会神奈川支部とは

私たちは，神奈川県在住・在勤を中心とする地盤品質判定士が，地元・神奈川の住宅・宅地の安全と防災に貢献するため，地盤品質判定士会の下部組織として2016年末に発足した任意団体です。

■特　徴

支部の構成員は，地盤品質判定士であると同時に，建築士や土木設計・地盤調査の専門家として活動しており，建築構造や軟弱地盤・液状化・斜面防災・擁壁・盛土など，住宅・宅地について様々な分野の深い経験と知識を有する専門家の集まりで，柔軟な対応力を持っています。

★　国交省が新たに設けた「宅地防災」分野の民間登録資格として唯一"地盤品質判定士"を認定！　★

今後，総合評価型落札方式による業務発注時の加点対象に適用される見込です（2018年2月登録）。

■支部概要

◆ 支部長　　立花 秀夫
◆ 支部構成員　38 名（2018年3月末現在）
◆ 構成員の専門分野
建築設計 / 土木設計 / 地盤調査・評価 / 地盤改良設計・施工 / 建築材料開発 / 調査機器開発等
◆ 構成員の地盤品質判定士以外の保有資格
一級建築士 / 博士（工学）/ 技術士（総合技術監理・建設・応用理学）/ 住宅地盤主任技士 / 一級土木施工管理技士 / 地質調査技士 RCCM（土質及び基礎）/ 地すべり防止工事士

連絡先　〒210-0014 川崎市川崎区貝塚1-3-17-405
（株）環境地質サービス 内
http://www.hanteishi.org/kanagawa/
※ お問い合わせは HP 内のフォームからご連絡お願いします。

地盤品質判定士の活動実績

★ 宅地紛争の解決にあたる「民事調停委員」としての役割

現在，数名の判定士が東京地方裁判所に所属し，調停にあたる裁判官を技術的側面から補佐する仕事にあたっている。弁護士，建築士，不動産鑑定士などの資格と同等の扱いとなっている。

★ 熊本地震対策部会が被災者の相談に！

★ 東京のほか熊本・岡山・名古屋でも市民相談会，市民講演会を開催！

★ 横浜市との連携！

宅地擁壁や宅地擁壁の防災・減災対策について相談制度を構築

★「大規模盛土造成地変動予測調査業務委託」で地盤品質判定士を受注資格要件に指定！

川崎市では管理技術者，予都宮市では照査技術者の要件に指定

宅地相談会
〔川崎市麻生区総合防災訓練〕

広報WG

- **日時：11月11日(日) 9時30分～12時**
- **会場：川崎市麻生区片平小学校**
  小田急多摩線 五月台駅下車 徒歩7分
- **内容：防災訓練の一環として、体育館にて「ハザードマップの説明会＆宅地相談会」を川崎市まちづくり局に協力して実施**

詳細は、市の担当と調整中

全体レイアウト／来場者500名を想定

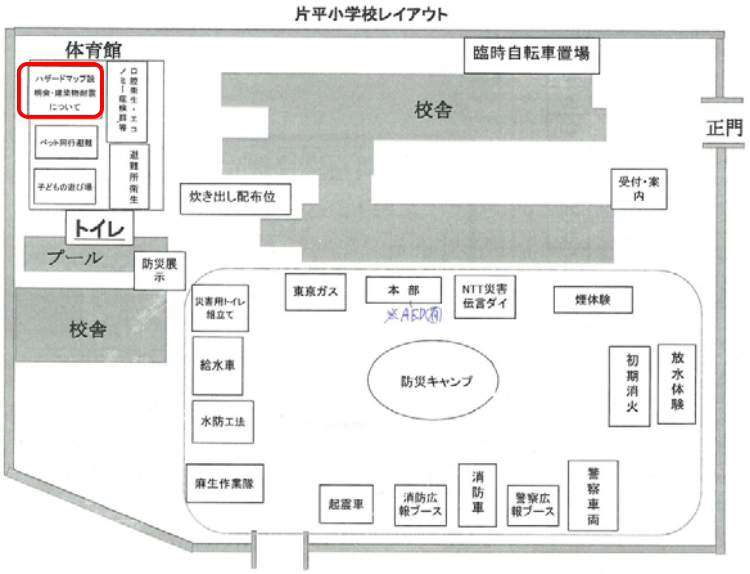

会員WG

平成30年度（2018年度）研修会

- **第1回：4月21日(土) 講演会（総会後）**
  「地盤問題と訴訟について」
  稲垣秀輝氏（㈱環境地質）
- **第2回：11月2日(金)【本日】**
  「宅地耐震化推進事業とがけ地減災対策を学ぶ」
- **第3回：12月15日(土)午前【予告】**
  野外巡検
  「横浜市内 がけ地の地質と対策工を学ぶ」
- **第4回：未定**

野外巡検 行程（案）

会員WG

A：横浜市南区蒔田町 1,020 番地　B：横浜市南区堀ノ内町２丁目 260 番
C：横浜市南区睦町２丁目 185 番５号　D：横浜市南区中村町５丁目 319 番３号

案内図－１　マピオン地図より引用

判定士業務アンケート

業務検討WG

- **時期：9月11日支部メーリングリストにて発信**
- **目的：**
  支部に寄せられる相談や案件に対して、
  支部会員とのマッチングを行うための基礎資料
- **方法：下記URL**

https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSdR3MP_zxA2HSyYJ40LdwUgIQxUDpJmabFIAGV8hxm1NXp5w/viewform?usp=pp_url

判定士業務実施に関する確認アンケート

業務検討WG

本アンケートは地盤品質判定士　神奈川支部に登録されている方へ送付しております。アンケートの趣旨は神奈川支部に寄せられる相談や案件に対して、会員の皆様が地盤品質判定士として円滑に業務遂行できるよう、またミスマッチを減らすことができるようデータベースを作成するものです。

回答の個別内容は地盤品質判定士会内での活用に限定し、外部には提示しません。

ご協力、お願い申し上げます。

地盤品質判定士　神奈川支部
支部長 立花　秀夫

今回のアンケートに関してのお問い合わせは、下記にお願いいたします。
支部事務局長　大久保　拓郎
ohkubo@kankyo-cs.cojp

業務検討WG

アンケート項目

- 個人での業務受託の可否
- 所属団体としての業務受託の可否
- 受託可能な分野

  基礎地盤・斜面防災・造成地・擁壁・液状化　etc.
- 受託可能な業務

  調査・設計・施工・補修　etc.
- 受託の条件

業務検討WG

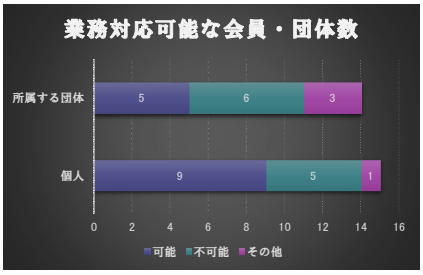

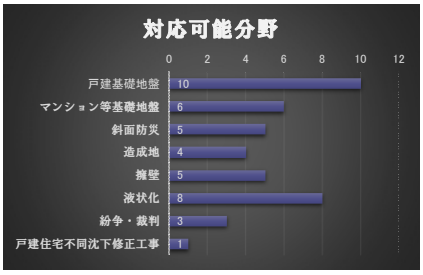

条件等

- 現在は業務等が繁忙で、なかなか時間が取れません。
- 調査は机上調査、資料調査、現地踏査等で、地質調査、詳細調査は含まない。

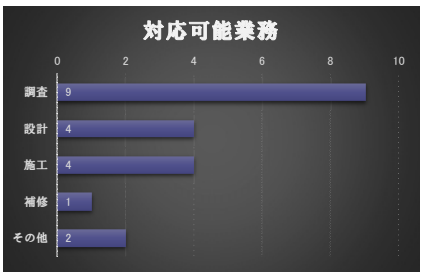

JGS高松大会DS発表（全13編）
-支部会員発表分（4編）-【2018.7.25】

① 「東北地方太平洋沖地震による神奈川県内の地盤変状事例」　高橋一紀

② 「ブラフ積み擁壁の修復事例」　立花秀夫 ほか

③ 「宅地周辺斜面における安定性評価事例と実務上の問題点」　細倉摂央 ほか

④ 「被災地等における地盤品質判定士の新たな役割について」　菱沼登

支部会費制導入について

会費制導入否

会費制導入準備委員会（委員長：支部長）を設け、課題と問題点を整理
⇒幹事会にて議論

- 会費制導入には参加者全員が賛成、ただし金額については様々な意見があった
- 仕組みとして正会員のほかにアソシエート会員を設けたらどうかとの提案があった
- 研修会等の場を利用して会員の意見を直接聞き、幹事会意見をまとめ次年度導入を図る

会費制導入否

支部会費制導入について_問題点と課題の整理

目的		安定財源を確保し、支部活動の活性化を図る
現状	収入	手数料（案件紹介）、相談料、寄付金（幹事、会員個人） その他（本部からの一部補填）
	支出	会場費、複写印刷費、文具等
	事業収支	野外巡検は少額参加費（¥200）の範囲内でゼロ収支
	その他	印刷、文具等の一部は幹事の個人負担
課題		安定的な収入源がない
		幹事、WGの活動費は完全ボランティア（個人負担）
		事業収入を図ることができないか（本部会計との関係）

導入のメリット	支部の活動資金確保
	・事務局経費の捻出
	・幹事会・WGの会場費、交通費（？）の捻出
	研修会等への助成
	・講師・話題提供者への謝礼の捻出
	・飲物（お茶等）の提供
	・参加者の会員割引：不要／会員は無料・非会員は有料
	幽霊会員が減り、コアな実動会員の体制となる
導入のデメリット	会費徴収に伴う会員の減少
	会費徴収が難しいのでは？ ⇒徴収方法の検討が必要
意見	ボランティアが基本なのか、非営利組織とするか
	協議会・判定士会は本来，法人化・会費制にするべき
	会費制は支部を法人化する上でも得策ではないか
	会計、HPなどの事務局運営費は主要な部分
	会費無料の会：商業主義的なもの（利益企業主催のサービス）
	会員減少の危惧：やむなしor会員としてふさわしくない人
	会員のメリットPRが必要：CPDポイントの獲得、情報取得など
	会費 ＝ 運営費+収益が無い程度が望ましい
	印刷、文具等：個人負担はゼロが目標
	収入増加策：寄付のお願い
	経費削減：幹事会の回数減、メール審議増による会場費・個人負担の軽減

会費制導入否

素案	金額	年いくら程度が妥当か？
	導入時期	次年度より：平成31年度（2019年度）4月1日
	徴収方法	集合時：総会・研修会等
	現行規則	第10条 本支部の経費は、会費・助成金・寄付金その他の収入をもってあてる
		第12条 この支部規則の施行にあたり必要な事項は，支部長が会員にはかり別に定める

みなさんのご意見をお聞かせください。

m(_)m